

新型コロナウイルス感染症に関する施策について

※本紙制度情報は6月12日現在のものです。

当所では、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置いたしております。資金繰り等、経営上のお悩み、問題等がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-4111

弘前商工会議所ホームページ

<http://www.hcci.or.jp/>



助成制度

○持続化給付金

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

給付額：中小法人等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限
相談窓口 → TEL 0120-115-570

申請サポート会場予約 → TEL 0570-077-866(オペレーター対応) TEL 0120-835-130(自動ガイダンス)

※申請サポート会場は完全予約制となっております。(弘前会場コード0202)

ご利用をご希望の場合は必ず事前にWEB予約または電話予約を行ってください。

(当所では予約を受け付けておりません。制度内容については相談窓口、会場予約についてはWEBか専用回線へご連絡ください。)

持続化給付金
申請フォーム
詳細はこちら→



○NEW! 弘前市中小企業者等事業継続支援金 (6月4日受付開始)

対象：従業員6人以上の飲食業、タクシー業、運転代行業を営む中小企業者のうち、次のいずれにも該当する方

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降、前年同月比で(平成31年1月から令和元年12月末までに新規開業した方は、前年同月または前年の月平均売上と比較して)売上が20%以上減少した月が存在する方

②令和元年12月31日以前に事業を開始しており、かつ今後も継続して営業する意思がある方

③弘前市宿泊事業継続支援金の交付金を受けていない方(受ける予定のない方)

④平成30年度に納付すべき住民税等に滞納がない方

⑤事業者(法人にあつては代表者及び役員)が暴力団団員でない方

弘前市中小企業者等事業
継続支援金

申請書DL・詳細はこちら↓

支援金額：飲食業 最大100万円 タクシー業 最大100万円 運転代行業 最大30万円

【お問合せ先】弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

※業種ごとに個別の交付要件がありますので、制度詳細等については事前に必ず弘前市HPをご覧ください。



○弘前市小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金 (家賃の一部補助)

対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、卸売業、小売業、飲食業、サービス業を営む従業員5人以下の事業者が支払った、事務所、店舗等の家賃の一部

補助金額：最大10万円(1ヶ月の賃借料が10万円未満の場合は実支出額)

【お問合せ先】弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

弘前市家賃補助
申請書DL
詳細はこちら→



○働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)

概要：在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するもの

対象：①労働者災害補償保険の適用事業主であること

②次のいずれかに該当する事業主であること

働き方改革推進支援助成金
詳細はこちら↓

業種	資本または出資額	常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下



③テレワークを新規で導入する事業主であること、又は、テレワークを継続して活用する事業主であること

【お問合せ先】テレワーク相談センター TEL 0120-97-6479

融資制度

○日本政策金融公庫・商工中金

・新型コロナウイルス感染症特別貸付 → 日本政策金融公庫弘前支店 TEL 36-6303

【融資限度額(別枠)】中小事業3億円(基準金利1.11%)、国民事業6,000万円(基準金利1.36%)

※利下限度額 中小事業1億円、国民事業3,000万円 **当初3年間 基準金利より0.9%の金利引下げ**

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内、うち据置期間5年以内

・危機対応融資 → 商工中金青森支店 TEL 017-734-5411

【融資限度額】3億円(基準金利1.11%)※利下限度額 1億円 **当初3年間 基準金利より0.9%の金利引下げ**

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内、うち据置期間5年以内

・新型コロナウイルス対策マル経融資(弘前商工会議所から日本政策金融公庫へ推薦)

概要： 融資限度額1,000万円 経営改善利率1.21%

別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から0.9%引き下げ

問合せ先：弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-4111

●特別利子補給制度(実質無利子化)

概要：上記の日本政策金融公庫の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**新型コロナウイルス対策マル経融資**」
商工中金の「**危機対応融資**」により借入を行った中小企業者等のうち、一定の要件を満たした事業者に対して**利子補給**を実施。

期間：**借入後当初3年間** 補給対象上限：**3,000万円**

●日本政策金融公庫・商工中金の既往債務の借換え

概要：日本政策金融公庫と商工中金による上記融資制度について、各機関ごとに既往債務の借換えも可能とし、
実質無利子化の対象とする

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

①日本政策金融公庫：**中小事業1億円 国民事業3,000万円** ②商工中金：**1億円**

【借換え限度額】※限度額は新規融資と既往債務借換えの合計額

①日本政策金融公庫：**中小事業3億円 国民事業6,000万円** ②商工中金：**3億円**

○青森県(右表①②参照)

・経営安定化サポート資金【災害枠】

概要：融資限度額**3,000万円**、利率年**0.9%(固定)**

貸付期間**10年以内(うち据置期間5年以内)**

※**金利・保証料補助あり**(右表①②参照)

取扱金融機関：県内金融機関

(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)

○弘前市

・小口資金特別保証制度【特別小口枠】

概要：融資限度額**300万円** 利息・保証料は**全額市が負担**

貸付期間**7年以内(1年以内の据置を含む)**

申込機関：青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・東奥信用金庫

青い森信用金庫・青森県信用組合・信用保証協会

①新型コロナウイルス感染症対応資金

【要件】セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定をうけたもの

	売上高▲5% SN保証5号	売上高▲15% SN保証4号・危機関連保証
個人事業主(小規模)	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ	
小・中規模事業者	保証料1/2	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ

②青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金

【要件】セーフティネット保証5号の認定をうけたもの

	売上高▲5%~15%未満 SN保証5号
小・中規模事業者 (個人事業主(小規模)除く)	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ

市税等の徴収猶予の特例制度

令和2年2月以降、**事業収入が減少(前年同月比▲20%以上)**し、
納税が困難になった事業者について、**無担保かつ延滞税なしで原則1年間**納税を猶予

対象者：次の①②の**いずれも**満たす納税者(個人・法人不問)

①**新型コロナウイルスの影響**により、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね**20%以上減少**していること

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

対象となる市税：**個人住民税、地方法人二税、固定資産税**等

【問合せ先】弘前市役所 収納課 **40-7032(収納第一係)**

40-7033(収納第二係)、40-7034(整理係)

新型コロナウイルス感染症関連支援情報サイト

経済産業省HP (補助金・支援制度)



ミラサポHP



弘前市HP



経済産業省
新型コロナウイルス感染症
事業者サポート公式LINEアカウント